

事業主（広告主）の皆様へ ～屋外広告物についてのお知らせ～

「建物の壁」・「敷地内」・「道路わきの空き地」などに表示している
「屋号」や「案内看板」などは、許可を受けて設置されていますか？

許可(更新も)が必要です！

松山市内で屋外広告物（詳細は裏面）を表示掲出する場合は、
表示掲出の基準に適合させるとともに原則市長の許可が必要です。

- ① 許可（新規・変更）申請に先立ち、担当課へ相談ください。
- ② 許可（新規・変更・更新）申請に伴い手数料がかかります。
- ③ 許可（新規・変更）を受けた屋外広告物の表示等が完了した際には、速やかに屋外広告物表示等完了届出書を提出してください。
- ④ 許可期間満了後（通常は2年）も引き続き表示等する際には、許可期間満了の10日前までに許可更新申請が必要です。
- ⑤ 許可を受けた屋外広告物の表示等の必要がなくなった際には、速やかに屋外広告物を除却するとともに、屋外広告物除却届出書を提出してください。
＊一定の要件を満たしていれば、許可申請等の必要がないものもあります。

＊建築基準法や道路法等、関係法令の許可が必要な場合があります。

登録業者に発注していますか？

屋外広告物の表示掲出を業者発注する場合は、許可の要不要を問わず
松山市へ登録済の業者かどうか確認してください。

- ① 屋外広告業者は「屋外広告物法」に基づき登録制となっています。
- ② 松山市内で屋外広告物の表示掲出を営業するためには、市への登録が必要です。
- ③ 登録をうけていない屋外広告業者は、屋外広告物の表示・設置ができません。

安全点検を行ってください！

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、
常に良好な状態を保つよう適正な管理に努めてください。

条例に違反すると罰則が…！

松山市屋外広告物条例に違反すると
発注者（広告主）・設置者の双方に、罰則（懲役・罰金）があります。

詳しくは、都市デザイン課（屋外広告物担当）までご相談ください。

「屋外広告物」とは？

- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに
 広告板、建物その他の工作物等に掲出され、
 又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物とは、商業広告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、行事、催物の案内板等も含まれ、その表示内容にかかわらず屋外広告物ということになります。広い意味で言えば、表札も屋外広告物になります。

また、表示内容についても、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号表示など、その内容が営利を目的としないものまで含まれます。

「なぜ決まりが必要なの？」

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物は、有効な情報伝達手段として、私たちにさまざまな情報を提供し、また、街の活気やにぎわいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、街なみや自然の美しさを損ねてしまいます。また、その設置や管理が適切に行われないと、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

そういったことから、屋外における広告物については、

『良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、
又は公衆に対する危害を防止する』

という観点から規制が必要とされています。

詳しくは、都市デザイン課景観(屋外広告物)担当までご相談ください。

松山市 都市整備部 都市デザイン課 景観（屋外広告物）担当 089-948-6518
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/machizukuri/toshikeikaku/koukoku/koukokutop.html>